



講演会

任意後見制度と遺言

～もしもの時に備えて～



万が一、認知症になったら・・・

「身内に迷惑をかけたくない」「頼れる人がいない」

「自分の意志を尊重してもらえるのか」誰もが、そんな不安を持っています。

任意後見制度は、自分のことを自分で決定できるうちに、財産管理や身上保護（福祉サービスの利用契約など）について、信頼できる人に、やってほしい事を決めて契約を行い、公正証書として残しておく制度です。

また、**死後事務委任契約**（亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等の委任契約）や**遺言書の作成**などと併せて行うこともあります。

最期まで、自分らしく暮らして行かれるよう、ひとつの選択肢として学んでみませんか。

【日時】平成30年7月20日（金）午後2時00分～午後4時00分

【講師】行政書士 塚本富男氏（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター）

【場所】伊勢原シティプラザ1階ふれあいホール

伊勢原市伊勢原2-7-31

※駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

【対象】伊勢原市在住、在勤、在学の方

【定員】100名（申込順） 【参加費】 無料

【申込方法】電話又はFAXでお申し込みください。



【申込・問合せ先】社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

（伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター）

申込受付は
5/1から



電話 0463-94-9600 FAX0463-94-5990